

件名	愛媛県防災対策基本条例の一部を改正する条例	
主管課	防災危機管理課	
根拠法令等	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	
<p>【改正の概要】</p> <p>災害対策基本法の改正を踏まえて、避難準備情報の発表や避難勧告等を削除し、新たに高齢者等避難や緊急安全確保措置等を追記。</p>		
	改正後	改正前
	<p>(住民避難体制の整備)</p> <p>第28条</p> <p>2 前項に規定する避難計画には、<u>高齢者等避難等の発表等の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(住民避難体制の整備)</p> <p>第28条</p> <p>2 前項に規定する避難計画には、<u>避難準備情報等の発表等の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めるものとする。</u></p>
	<p>(円滑な避難行動)</p> <p>第36条 県民は、災害時において自らの生命及び身体を守るため、災害に関する情報に留意しつつ、災害による危険を回避するための行動をとるとともに、<u>高齢者等避難の発表</u>、<u>避難指示又は緊急安全確保措置</u>の指示等（以下「避難指示等」という。）があったときは、これに応じて速やかに行動するものとする。</p>	<p>(円滑な避難行動)</p> <p>第36条 県民は、災害時において自らの生命及び身体を守るため、災害に関する情報に留意しつつ、災害による危険を回避するための行動をとるとともに、<u>避難準備情報の発表、避難勧告、避難指示又は屋内での待避等の安全確保措置</u>の指示等（以下「避難指示等」という。）があったときは、これに応じて速やかに行動するものとする。</p>
	<p>(指定避難所の運営)</p> <p>第38条 指定避難所に滞在する者は、運営基準に従い、相互に協力して自主的に共同生活を営むとともに、<u>避難指示等</u>が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。</p>	<p>(指定避難所の運営)</p> <p>第38条 指定避難所に滞在する者は、運営基準に従い、相互に協力して自主的に共同生活を営むとともに、<u>避難勧告又は避難指示</u>が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。</p>
施行日	公布日	
【その他参考事項】		